

滋賀県税条例等の一部を改正する条例案について

1 趣旨

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の一部改正等に伴い必要な改正を行うため、滋賀県税条例等の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

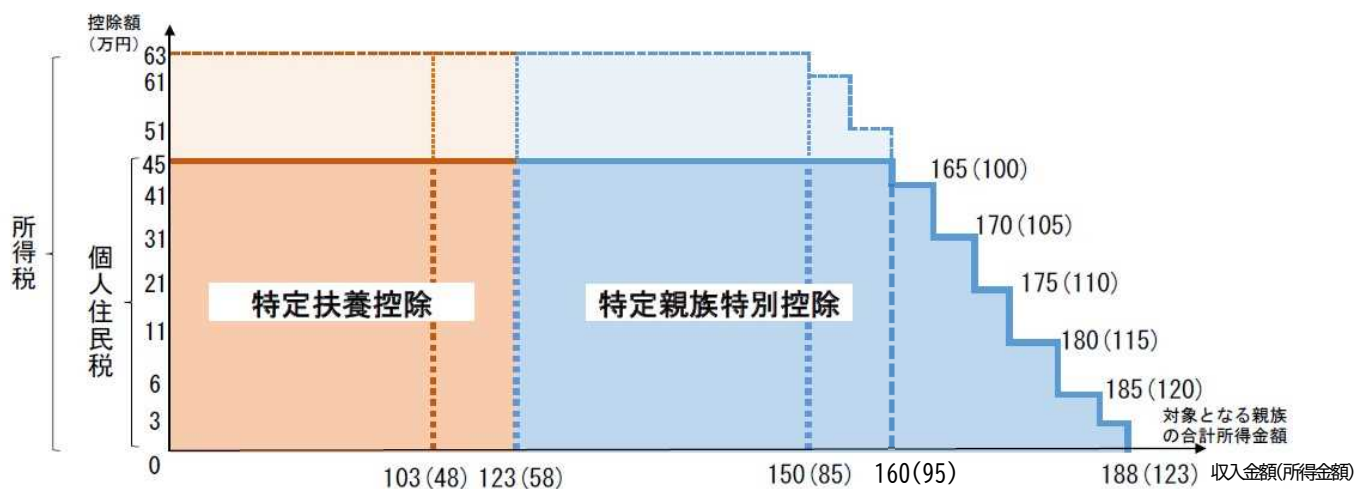
(1) 個人の県民税（第 1 条の規定による改正後の第 19 条関係）

納税義務者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の大学生年代の子等のうち、特定扶養親族※には該当しない前年の合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の者について、新たな特別控除（特定親族特別控除）を創設することとする。

なお、控除額は最高で現行の特定扶養控除と同額の 45 万円とし、子等の所得に応じて控除額が逡減・消失する仕組みとする。

※ 特定扶養親族：控除対象扶養親族（年齢 16 歳以上の扶養親族）のうち、
年齢が 19 歳以上 23 歳未満の者

<控除イメージ>



(2) 法人の県民税

ア マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）の改正に伴う、改組後の「マンション再生組合」および「マンション等売却組合」ならびに新たに創設された「マンション除却組合」について、収益事業から生じた所得以外の所得について非課税とする措置を講ずることとする。（第 1 条の規定による改正後の第 17 条、第 27 条の 9 関係）

イ 法人県民税法人税割の超過課税について、税率はそのままに適用期限を5年間延長することとする。(第1条の規定による改正後の付則第15条関係)

現 行：令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分
改正後：令和13年1月31日までの間に終了する各事業年度分

(3) 県たばこ税（第1条の規定による改正後の付則第10条関係）

加熱式たばこについて、現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとする。

	<スティック型>	<スティック型以外>
加熱式たばこ1本の紙巻きたばこの本数への換算値	$\frac{\text{加熱式たばこ1本あたりの葉たばこ・溶液の重量}}{0.35\text{g}}$ (現行 0.4 g)	$\frac{\text{加熱式たばこ1本あたりの葉たばこ・溶液の重量}}{0.2\text{g}}$ (現行 0.4 g)
【新設】最低課税の仕組み	1本の重量が0.35g未満である場合には、スティック型1本を紙巻きたばこ1本に換算	1箱の重量が4g未満である場合には、その1箱を紙巻きたばこ20本(1箱分)に換算
見直しのイメージ		

なお、本見直しは激変緩和等の観点から、令和8年4月1日（第1段階）と令和8年10月1日（第2段階）の2段階で行うこととする。(改正条例付則第5項関係)

1段階目：改正前の課税方式により算出した課税標準×0.5+改正後の課税方式により算出した課税標準×0.5
2段階目：改正後の課税方式により算出した課税標準

(4) 軽油引取税

ア 円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセスおよび協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約をいう。）に基づいて国内に所在する当該締約国の軍隊（以下「締約国軍隊」という。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における軽油引取税の課税免除措置等について定めることとする。(第1条の規定による改正後の第55条、第58条の2関係)

イ 締約国軍隊が国内において行う軽油の引取りに係る自衛隊と同等の条件の軽油引取税の課税免除措置について定めることとする。(第1条の規定による改正後の付則第10条の2の6関係)

ウ 軽油引取税の課税免除の特例について、日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律(令和7年法律第26号)の施行に伴い、必要な規定の整理を行うこととする。(第2条の規定による改正後の付則第10条の2の6関係)

(5) その他

ア 滋賀県税条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第37号)において講じた外形標準課税の対象法人に係る事業税額の控除措置※について、対象となる法人を明確化する。(第4条関係)

※ 外形標準課税の適用対象法人の見直し(100%子法人等への対応)により、新たに外形標準課税の対象となる法人について、外形標準課税の対象となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる場合に、当該事業年度に係る法人事業税額から一定の額を控除する措置。

イ その他必要な規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

公布日とする。

ただし、次の(1)から(6)までに掲げる規定は、当該(1)から(6)までに定める日から施行することとします。

- (1) 2(1) 令和8年1月1日
- (2) 2(3) 令和8年4月1日
- (3) 2(4)アおよびイ 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日
- (4) 2(4)ウ 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律の施行の日
- (5) 2(5)イの一部 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第28号)の施行の日
- (6) 2(2)ア 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第47号)の施行の日

滋賀県税条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）および地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の一部改正等に伴い、個人の県民税、法人の県民税、県たばこ税、軽油引取税等について改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 個人の県民税

令和8年度以後の各年度分の個人の県民税について、所得割の納税義務者が地方税法第34条第1項第12号に規定する特定親族を有する場合には、その者の前年の総所得金額等から特定親族特別控除額を控除することとします。（第1条の規定による改正後の第19条関係）

(2) 法人の県民税

ア マンション再生組合、マンション等売却組合およびマンション除却組合について、収益事業課税とすることとし、併せて課税免除の対象とすることとします。（第1条の規定による改正後の第17条、第27条の9関係）

イ 法人の県民税の法人税割の税率の特例措置について、その適用期間を令和13年1月31日までの間に終了する事業年度まで5年間延長することとします。（第1条の規定による改正後の付則第15条関係）

(3) 県たばこ税

加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準について、国たばこ税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとします。（第1条の規定による改正後の付則第10条関係）

(4) 軽油引取税

ア 円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセスおよび協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約をいう。）に基づいて国内に所在する当該締約国の軍隊（以下「締約国軍隊」という。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における軽油引取税の課税免除措置等について定めることとします。（第1条の規定による改正後の第55条、第58条の2関係）

イ 締約国軍隊が国内において行う軽油の引取りに係る自衛隊と同等の条件の軽油引取税の課税免除措置について定めることとします。（第1条の規定による改正後の付則第10条の2の6関係）

ウ 軽油引取税の課税免除の特例について、日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊と

の間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和 7 年法律第 26 号）の施行に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 2 条の規定による改正後の付則第 10 条の 2 の 6 関係）

(5) その他

滋賀県税条例の一部を改正する条例（令和 6 年滋賀県条例第 37 号）において講じた外形標準課税の対象法人に係る事業税額の控除措置について、対象となる法人を明確化することとします。（第 4 条関係）

3 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、次のアからカまでに掲げる規定は、当該アからカまでに定める日から施行することとします。

ア 2 (1) および 3 (2) の一部 令和 8 年 1 月 1 日

イ 2 (3) および 3 (2) の一部 令和 8 年 4 月 1 日

ウ 2 (4) アおよびイならびに 3 (2) の一部 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日

エ 2 (4) ウおよび 3 (2) の一部 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律の施行の日

オ (3) の一部 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 28 号）の施行の日

カ 2 (2) ア 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）の施行の日

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
第 1 条～第10条 省略 （納税証明書の交付手数料） 第11条 法第20条の10の証明書の交付を請求する者は、当該証明書の交付の請求と同時に手数料を納付しなければならない。_____ _____ _____ _____ _____ 2 ～ 5 省略 第12条～第16条 省略 （県民税の納税義務者等） 第17条 省略 2 省略 3 公益法人等（法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等ならびに防災街区整備事業組合、管理組合法人および団地管理組合法人、<u>マンション建替組合、マンション敷地売却組合</u>）および敷地分割組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成 6 年法律第106号）第 7 条の	第 1 条～第10条 省略 （納税証明書の交付手数料） 第11条 法第20条の10の証明書の交付を請求する者は、当該証明書の交付の請求と同時に手数料を納付しなければならない。<u>ただし、当該証明書の交付を請求する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 の 2 の規定により同法第231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）に当該手数料の納付を委託した場合は、当該証明書の交付の請求があつた後に当該指定納付受託者が納付することができる。</u> 2 ～ 5 省略 第12条～第16条 省略 （県民税の納税義務者等） 第17条 省略 2 省略 3 公益法人等（法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等ならびに防災街区整備事業組合、管理組合法人および団地管理組合法人、<u>マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合</u>）および敷地分割組合、地方自治法_____第260条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成 6 年法律第106号）第 7 条の

2 第 1 項に規定する法人である政党等ならびに特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）をいう。）のうち法第25条第 1 項第 2 号に掲げる者以外のものおよび次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第 1 項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第 1 項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業または法人課税信託の信託事務を行う事務所または事業所を有するものに課する。

4・5 省略

第17条の 2・第18条 省略

（所得控除）

第19条 前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額 _____ および基礎控除額を控除する。

第20条～第23条の 3 省略

（個人の県民税に係る扶養親族等申告書）

第23条の 3 の 2 省略

2 所得税法第203条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書

2 第 1 項に規定する法人である政党等ならびに特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）をいう。）のうち法第25条第 1 項第 2 号に掲げる者以外のものおよび次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第 1 項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第 1 項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業または法人課税信託の信託事務を行う事務所または事業所を有するものに課する。

4・5 省略

第17条の 2・第18条 省略

（所得控除）

第19条 前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、特定親族特別控除額および基礎控除額を控除する。

第20条～第23条の 3 省略

（個人の県民税に係る扶養親族等申告書）

第23条の 3 の 2 省略

2 所得税法第203条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書

を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける法第24条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第27条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。）または扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）

_____を有する者は、法第317条の3の3の規定に基づく市町民税に係る扶養親族等申告書と併せて法第45条の3の3の規定に基づく県民税に係る扶養親族等申告書を、同条に規定する公的年金等支払者を經由して、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。

第24条～第27条の8 省略

（法人の県民税の課税免除）

第27条の9 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、法人の県民税を課さない。ただし、収益事業を行う場合は、この限りでない。

(1)～(3) 省略

を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける法第24条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第27条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。）または扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）もしくは法第34条第1項第12号に規定する特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者は、法第317条の3の3の規定に基づく市町民税に係る扶養親族等申告書と併せて法第45条の3の3の規定に基づく県民税に係る扶養親族等申告書を、同条に規定する公的年金等支払者を經由して、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。

第24条～第27条の8 省略

（法人の県民税の課税免除）

第27条の9 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、法人の県民税を課さない。ただし、収益事業を行う場合は、この限りでない。

(1)～(3) 省略

(4) マンション建替組合、マンション敷地売却組合

_____および敷地分割組合

(5)・(6) 省略

2 省略

第28条～第54条 省略

(軽油引取税のみなす課税)

第55条 省略

2～5 省略

6 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

_____に基づきオーストラリア軍隊（同協定第1条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア

_____の軍隊をいう。第58条の2において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第56条～第58条 省略

第58条の2 オーストラリア軍隊が、第55条第6項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油または自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料とし

(4) マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合および敷地分割組合

(5)・(6) 省略

2 省略

第28条～第54条 省略

(軽油引取税のみなす課税)

第55条 省略

2～5 省略

6 円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセスおよび協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち施行令第43条の4の2に規定するものをいう。）に基づき締約国軍隊（当該円滑化協定に基づいて、我が国の同意を得て、我が国および当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（法の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。第58条の2において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第56条～第58条 省略

第58条の2 締約国軍隊が、第55条第6項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油または自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料とし

て消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油または燃料炭化水素油の消費に対しては、第54条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第58条の2の2～第146条 省略

付 則

第1条～第9条の4 省略

第10条から第10条の2の4まで 削除

て消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油または燃料炭化水素油の消費に対しては、第54条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第58条の2の2～第146条 省略

付 則

第1条～第9条の4 省略

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第10条 令和8年4月1日以後に第40条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこ（法第74条第2項第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、法第74条の3の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項および次項において同じ。）に係る第40条の3第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（法第74条第2項第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部または一部としたものを施行規則附則第4条の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供され

第10条の2の5 省略

るものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第4条の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項および第3項において同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ(法第74条の3の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令附則第10条に規定するものについては、同項第2号ただし書の規定は、適用しない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前2項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第9条の4に定めるところによる。

第10条の2から第10条の2の4まで 削除

第10条の2の5 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 令和9年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

省略	
自衛隊または第55条第6項に規定するオーストラリア軍隊（以下この条において「オーストラリア軍隊」という	自衛隊またはオーストラリア軍隊が通信の用に供する機械、自動車（道路運送車両法第4条の規定により登録を受けている同法第2条第2項に規定する自動車、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第114条第1項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車のうち同条第3項の規定により番号および標識を付されたものならびに日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 令和9年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

省略	
自衛隊または締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセスおよび協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち施行令附則第10条の2の2第2項に規定するものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得	自衛隊または締約国軍隊が通信の用に供する機械、自動車（道路運送車両法第4条の規定により登録を受けている同法第2条第2項に規定する自動車、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第114条第1項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車のうち同条第3項の規定により番号および標識を付されたものならびに日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化

	に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号）第3条第2項の規定により同項に規定する道路運送車両法の規定が適用されない自動車（ <u> </u> 。）の使用する機械を管理する者
省略	を除く。）、レーダー、射撃統制装置その他施行規則附則第4条の7第1項に規定するものの電源または動力源の用途

2～4 省略

5 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第12項に規定するものに基づき、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

6 オーストラリア軍隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該オーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和9年3月

て、我が国および当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（法の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。以下この条において同じ。）の使用する機械を管理する者	に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号）第3条第2項の規定により同項に規定する道路運送車両法の規定が適用されない自動車（ <u> </u> 。）の使用する機械を管理する者
を除く。）、レーダー、射撃統制装置その他施行規則附則第4条の7第1項に規定するものの電源または動力源の用途	を除く。）、レーダー、射撃統制装置その他施行規則附則第4条の7第1項に規定するものの電源または動力源の用途

省略

2～4 省略

5 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第13項に規定するものに基づき、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

6 締約国軍隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該締約国軍隊の船舶の使用者が、令和9年3月

31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(新設)

7 鉄道事業または軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第2項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者または同法第129条第2項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。）のうち

法附則第12条の2の7の2第1項の規定の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油（第54条第3項に規定する炭化水素油をいう。）である軽油を鉄道用車両または軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第55条第

31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

7 前3項の規定の適用がある場合における第2項において準用する第58条の12第1項の規定の適用については、同項中「施行規則第8条の39第1項に規定する事項」とあるのは「施行規則第8条の39第1項（施行規則附則第4条の7第12項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する事項」と、「同条第2項に規定する報告書および同項に規定する書類」とあるのは「施行規則第8条の39第2項（施行規則附則第4条の7第12項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する報告書および施行規則第8条の39第2項に規定する書類」とする。

8 鉄道事業または軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第2項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者または同法第129条第2項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。次条において「特例対象事業者」という。）のうち法附則第12条の2の7の2第1項の規定

の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油（第54条第3項に規定する炭化水素油をいう。）である軽油を鉄道用車両または軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第55条第

1 項 (第 5 号 (軽油の消費に係る部分に限る。)) に係る部分に限る。) の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(新設)

第10条の2の7～第10条の2の11 省略

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第10条の2の12 省略

2・3 省略

4 乗用車 (総務省令で定める _____) ものに限る。)、バス (総務省令で定める _____) ものに限る。) または車両総重量 (道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。) が3.5トンを超えるトラック (総務省令で定める _____)

1 項 (第 5 号 (軽油の消費に係る部分に限る。)) に係る部分に限る。) の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除の特例)

第10条の2の6の2 法附則第12条の2の7の2第3項の規定による届出をした特例対象事業者に係る前条第2項において準用する第58条の12第1項の規定の適用については、同項中「施行規則第8条の39第1項に規定する事項」とあるのは「施行規則第8条の39第1項 (施行規則附則第4条の8の2第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)) に規定する事項」と、「同条第2項に規定する報告書および同項に規定する書類」とあるのは「施行規則第8条の39第2項 (施行規則附則第4条の8の2第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)) に規定する報告書および施行規則第8条の39第2項に規定する書類」とする。

第10条の2の7～第10条の2の11 省略

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第10条の2の12 省略

2・3 省略

4 乗用車 (施行規則附則第4条の11第11項に規定するものに限る。)、バス (同条第12項に規定するものに限る。) または車両総重量 (道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。) が3.5トンを超えるトラック (施行規則附則第4条の11第9項に規

_____被けん引自動車を除く。)であつて、同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定める_____ものに適合するものうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(総務省令で定める_____ものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和9年3月31日までに
行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から175万円を控除して得た額」とする。

- 5 前各項の規定は、第69条第1項または法第161条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令で定める_____事項の記載がある場合に限り、適用する。

第10条の3～第10条の4 省略

(狩猟税の税率の特例)

第11条 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける
狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前1年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間」という。)に県の区域を対象とする鳥獣

定する被けん引自動車を除く。)であつて、同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第8項に規定する_____ものに適合するものうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(同条第10項に規定する_____ものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和9年3月31日までに
行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から175万円を控除して得た額」とする。

- 5 前各項の規定は、第69条第1項または法第161条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の11第13項に規定する_____事項の記載がある場合に限り、適用する。

第10条の3～第10条の4 省略

(狩猟税の税率の特例)

第11条 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける
狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前1年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間」という。)に県の区域を対象とする鳥獣

保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 省略

第11条の2～第14条の5 省略

（法人税割の税率の特例）

第15条 平成13年2月1日から令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第28条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

第16条以下 省略

保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第10項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 省略

第11条の2～第14条の5 省略

（法人税割の税率の特例）

第15条 平成13年2月1日から令和13年1月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第28条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

第16条以下 省略

滋賀県税条例新旧対照表（第2条関係）

旧		新	
本則 省略 付 則 第1条～第10条の2の5 省略 （軽油引取税の課税免除の特例） 第10条の2の6 令和9年3月31日までに行われる軽油の引取りに 関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用 途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の 規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替え て準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつ た場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準 用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もし くは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さ ない。		本則 省略 付 則 第1条～第10条の2の5 省略 （軽油引取税の課税免除の特例） 第10条の2の6 令和9年3月31日までに行われる軽油の引取りに 関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用 途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の 規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替え て準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつ た場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準 用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もし くは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さ ない。	
省略		省略	
自衛隊または締約国軍隊（円滑 化協定（我が国の自衛隊と我が 国以外の締約国の軍隊との間 における相互のアクセスおよ び協力の円滑化に関する我が	自衛隊または締約国軍隊が通信の用 に供する機械、自動車（道路運送車 両法第4条の規定により登録を受け ている同法第2条第2項に規定する 自動車、自衛隊法（昭和29年法律第1	自衛隊または締約国軍隊（円滑 化協定（我が国の自衛隊と我が 国以外の締約国の軍隊との間 における相互のアクセスおよ び協力の円滑化に関する我が	自衛隊または締約国軍隊が通信の用 に供する機械、自動車（道路運送車 両法第4条の規定により登録を受け ている同法第2条第2項に規定する 自動車、自衛隊法（昭和29年法律第1

国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち施行令附則第10条の2の2第2項に規定するものをいう。)に基づいて、我が国の同意を得て、我が国および当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内(法の施行地をいう。)に所在する当該締約国の軍隊をいう。以下この条において同じ。)の使用する機械を管理する者	65号) 第114条第1項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車のうち同条第3項の規定により番号および標識を付されたものならびに<u>日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律(令和5年法律第26号)</u> 第3条第2項の規定により同項に規定する道路運送車両法の規定が適用されない自動車を除く。)、レーダー、射撃統制装置その他施行規則附則第4条の7第1項に規定するものの電源または動力源の用途	国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち施行令附則第10条の2の2第2項に規定するものをいう。)に基づいて、我が国の同意を得て、我が国および当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内(法の施行地をいう。)に所在する当該締約国の軍隊をいう。以下この条において同じ。)の使用する機械を管理する者	65号) 第114条第1項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車のうち同条第3項の規定により番号および標識を付されたものならびに<u>日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律(令和7年法律第26号)</u> 第3条第2項の規定により同項に規定する道路運送車両法の規定が適用されない自動車を除く。)、レーダー、射撃統制装置その他施行規則附則第4条の7第1項に規定するものの電源または動力源の用途
省略		省略	
2～8 省略		2～8 省略	
第10条の2の6の2以下 省略		第10条の2の6の2以下 省略	

滋賀県税条例および滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（令和５年滋賀県条例第36号）新旧対照表（第３条関係）

旧	新
第１条 省略 第２条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。 第９条中「公示送達は、」の右に「同条第２項に規定する公示事項を総務省令で定める_____方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該公示事項が記載された書面を」を加え、「て行う」を「、または当該公示事項を当該県税事務所等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。 （省略） 第３条 省略 付則 省略	第１条 省略 第２条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。 第９条中「公示送達は、」の右に「同条第２項に規定する公示事項を<u>施行規則第１条の８第１項に規定する</u>方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該公示事項が記載された書面を」を加え、「て行う」を「、または当該公示事項を当該県税事務所等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。 （省略） 第３条 省略 付則 省略

滋賀県税条例の一部を改正する条例（令和 6 年滋賀県条例第37号）新旧対照表（第 4 条関係）

旧	新
第 1 条 省略 第 2 条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。 （省略） 付則第 7 条の 2 の 2 の 2 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業税の納税義務者等の特例）」を付し、同条中「附則第 6 条」を「附則第 5 条の 7」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。 第 7 条の 2 の 2 の 3 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 45 号）の施行の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 24 条の 2 第 1 項に規定する特別事業再編計画（以下この条において「特別事業再編計画」という。）について同項の認定を受けた同法第 24 条の 3 第 1 項に規定する認定特別事業再編事業者である法人（以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）が、当該認定に係る特別事業再編計画（同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第 2 条第 18 項に規定する特別事業再編（生産性の向上および需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。）のための措置（同項第 3 号、第 4 号および第 6 号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式もし	第 1 条 省略 第 2 条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。 （省略） 付則第 7 条の 2 の 2 の 2 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業税の納税義務者等の特例）」を付し、同条中「附則第 6 条」を「附則第 5 条の 7」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。 第 7 条の 2 の 2 の 3 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 45 号）の施行の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 24 条の 2 第 1 項に規定する特別事業再編計画（以下この条において「特別事業再編計画」という。）について同項の認定を受けた同法第 24 条の 3 第 1 項に規定する認定特別事業再編事業者である法人（以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）が、当該認定に係る特別事業再編計画（同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第 2 条第 18 項に規定する特別事業再編（生産性の向上および需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。）のための措置（同項第 3 号、第 4 号および第 6 号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式もし

くは出資（以下この条において「株式等」という。）の取得をし、または他の法人の株式を譲り受け、これをその取得または譲受けの日（以下この条において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）がある場合（その取得または譲受けに係る対価の額が100億円を超える金額または1億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この条において「対象法人」という。）および当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第24条の2第1項の認定の申請の日前5年以内に他の法人の株式等の取得をし、または他の法人の株式を譲り受け、これをその取得または譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち総務省令で定める_____）のものに限る。以下この条において「5年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第37条第1項の規定の適用については、対象法人または5年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度（同法第24条の3第2項または第3項の規定により同法第24条の2第1項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第3

くは出資（以下この条において「株式等」という。）の取得をし、または他の法人の株式を譲り受け、これをその取得または譲受けの日（以下この条において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）がある場合（その取得または譲受けに係る対価の額が100億円を超える金額または1億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この条において「対象法人」という。）および当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第24条の2第1項の認定の申請の日前5年以内に他の法人の株式等の取得をし、または他の法人の株式を譲り受け、これをその取得または譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち施行規則附則第2条の6の4に規定するもの）に限る。以下この条において「5年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第37条第1項の規定の適用については、対象法人または5年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度（同法第24条の3第2項または第3項の規定により同法第24条の2第1項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第3

7条第1項第1号イ(ア)および(イ)中「2億円を超えるもの」とあるのは、「2億円を超えるもの（付則第7条の2の2の3に規定する対象法人および同条に規定する5年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

(省略)

付 則

1～5 省略

6 8年新条例第37条第1項第1号イ（8年新条例付則第7条の2の2の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものまたは同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本もしくは出資を有しないもの

 のうち同号イ(ア)または(イ)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。付則第8項において「改正法」という。）附則第8条第2項に規定する令和8年度分基準法人事業税額（以下この項において「令和8年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する同条第2項に規定する比較法人事業税額（以

7条第1項第1号イ(ア)および(イ)中「2億円を超えるもの」とあるのは、「2億円を超えるもの（付則第7条の2の2の3に規定する対象法人および同条に規定する5年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

(省略)

付 則

1～5 省略

6 8年新条例第37条第1項第1号イ（8年新条例付則第7条の2の2の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものもしくは同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本もしくは出資を有しないものまたは前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（8年新条例第37条第1項第1号イ（8年新条例付則第7条の2の2の2の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものまたは同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本もしくは出資を有しないものに限る。）のうち同号イ(ア)または(イ)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。付則第8項において「改正法」という。）附則第8条第2項に規定する令和8年度分基準法人事業税額（以下この項において「令和8年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する同条第2項に規定する比較法人事業税額（以

下この項において「比較法人事業税額」という。)を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する同条第2項に規定する令和9年度分基準法人事業税額(以下この項において「令和9年度分基準法人事業税額」という。)が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

7～10 省略

下この項において「比較法人事業税額」という。)を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する同条第2項に規定する令和9年度分基準法人事業税額(以下この項において「令和9年度分基準法人事業税額」という。)が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

7～10 省略